

6月の目標

時間励行



発行所
光町役場
 匝瑳郡光町宮川5,454の5
 電話 (04798) 2-1211(代)

町の状況
 人口 男 5,571人
 女 5,848人
 計 11,419人
 世帯 2,575世帯
 面積 33.40平方キロ



初夏の陽を浴びて

F11/1 : 250

さつき

さつきはサツキツツジの略。ツツジ科の常緑灌木で五月から六月にかけて枝端に五裂の花を開く。色は白、紅、薄紫、大小絞りの花等色種も豊富で古くから観賞用として親しまれている。

サツキは小枝を多く分岐し枝、葉には細毛があり品種も多い。近年では愛好家も増え一つのブームを呼んでいる。

◎写真は
 光町新井 川野信男さんの
 協力による。

光町公害防止条例が制定

“明るく住みよい町づくり”

四月二十日より適用

去る三月定例町議会で皆さんの健康と生活を守り、住みよい公害のない光町をつくるため、公害防止条例が議会で可決され、四月二十日より適用されることになりました。



山のごみ放つ臭悪

光町新井橋附近で

今日の公害は、工業化の進んだ都市で多くの問題を出しています。が、私たちの町でも公害は全くないとはいえません。幸にカドミウム等の有害な物質は当町から検出されておりませんが、悪臭、振動騒音等についての苦情が役場や保健所に届けられています。町は、皆様からの公害苦情を保健所と協力して、公害を発生した工場、事業所に対して立入検査をし、施設の改善について協力を呼びかけてきましたが、十分な成果をあげることが出来ませんでした。しかし、この公害防止条例の制定により悪臭、振動、騒音のような地域的に公害規制基準が定められた他に工場、事業所の設置の届出が義務づけられ、さらにこれらに公害の責任者、公害防止の方法等について具体的に記入し町に届出なければなりません。公害は町が規制し届出を義務づけただけでは防止出来るものではありません。あくまで工場、事業所側で公害を発生させないことを基本に事業活動を行なっていくことが必要です。さらに私達の周囲から公害を発生させないために、町民の皆さん

のご協力により公害の監視を行ってゆきたいと思っております。

◎町公害防止条例施行規則で届出を義務付けられた主なものは次のとおりです。

(届出を必要とする施設)

(一) 煤煙、粉塵及び悪臭に係る施設

- 1 食糧品製造の用に供する施設
- 2 繊維工場の用に供する施設
- 3 木材若しくは木製品の製造又はパルプ若しくは紙加工品の製造の用に供する施設
- 4 出版、印刷又はこれらの関連作業の用に供する施設
- 5 化学工業の用に供する施設
- 6 その他製造等に供する施設

(二) 騒音に係る施設

- 1 金属加工機械
- 2 圧縮機
- 3 送風機
- 4 粉砕機
- 5 建設用資材製造機械
- 6 木材加工機械
- 7 走行クレーン
- 8 冷凍機

(三) 特定建設作業

- 1 くい打機

- 2 鋸打機
- 3 空気圧縮機
- 4 コンクリートプラント
- 5 アルトラーサー及びトラクター
- シヨベル

◎町公害防止条例施行規則で定められた規制基準

(一) 一般の騒音規制基準

- 昼間 六〇ホーン
- 朝、夕 五五ホーン
- 夜間 五〇ホーン

(二) 悪臭の規制基準

一、周囲の環境に照らし悪臭を発生し、排水し又は飛散する場所の周囲の人々の多数が著しく不快を感じる場合。

◎汚水又は廃液に係る特定施設の届出について

1 汚水又は廃液(畜産等をきむ)に係る特定施設の届出は千葉県公害防止条例二十七条により町を通じ県へ届出しなければなりません。

畜産等の届出頭羽数は次のとおりです。

- 牛馬 一〇頭以上
 - 豚 五〇頭以上
 - 鶏 一、〇〇〇羽以上
- これらを飼育する畜舎

アツ!! 地震

①

非常持出は？ 火の始末は？

関東南部大地震
六十九年周期説が
となえられて数年
がたち、あと七年
で危険期に入るこ
とになります。

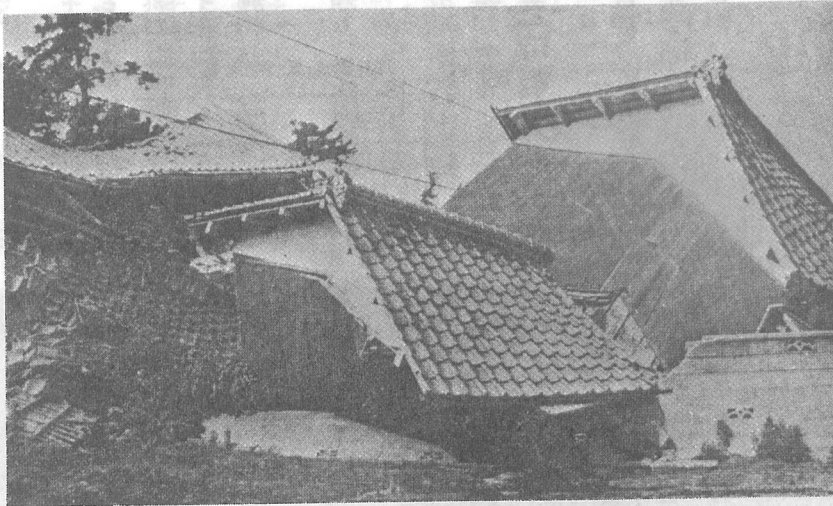
もし大正十二年
の関東大地震のよ
うな規模の災害が
おそつてきたら...

交通は寸断され、
通信は全く不能と
なり、家屋の倒壊、
そして火事。

このような恐ろ
しい地震は、ある
程度予知すること
ができるとしても、
今の科学では地震
そのものを防ぐこ
とはとうていでき
ません。

しかし、あなた
の心得一つで、地
震から起る災害のいくつかは防ぐ
ことができるのです。

そこで三回にわけて、やがて来
るであろう大地震に対する、家庭
での心得をお知らせすることに
いたします。



心得10か条

- ① しばやく火の始末
- ② あわてて戸外に飛び出さず、
まず丈夫な家具などに身を寄
せよ
- ③ 一分過ぎたらまず安心
- ④ 火が出たらまず消火
- ⑤ 避難は徒歩で、持物は最少限
に
- ⑥ せまい路地、へいきわ、がけ
や川べりに近寄るな
- ⑦ 山津波、がけ崩れに注意
- ⑧ 海岸では津波、低地では浸水
に注意
- ⑨ 余震を恐れず、デマに迷うな
- ⑩ 秩序を守り、衛生に注意。

備えあれば
憂いなし



家庭の防災会議を 開こう.....!

現在のところまだ、どの程度の
大きな地震がいつどこで起るかは
知ることはできません。

地震がいつ起っても家族があ
わてずに行動できるようにするた
め、全員で次のような話し合いを
して、それぞれの分担などを決め
ておきましょう。

- (1) 地震の実例や、被害の状況な
どを話し合う。
- (2) 地震が起ったときの心得を話
し合う。
- (3) 地震が起ったときの各人の
分担、たとえば、ガスの元せ
んを締めたり、石油ストーブ
などの火の始末をするのはだ
れか、子どもや老人の避難は
だれが責任を持つかなどを話
し合っておく。
- (4) 火を使う器具、設備などの点

検整備はだれがどのようにす
るかなどを決めておく。

- (5) 避難場所はどこか、その場所
へはどの道を通っていくか、
家族が離ればなれになって避
難したときの連絡方法はどう
するかなどを話し合っておく。
- (6) 避難するときの持物とその点
検の時期、方法を決めておく。
- (7) 避難するときの持物を入れて
おく非常持出し袋などの置き
場所と、いざというときにそ
れを持って出る者を話し合っ
て決めておく。

年金豆辞典

〔保険料の免除〕

生活がぐるしいため、国民
年金の保険料が納められない
ときに、その免除を受けるし
くみです。

生活保護を受けている場合
などは、法定免除といいまま
すが、その他の人の場合は、
申請によって一年間の保険料
を納めることをゆうよする
申請免除に該当します。

保険料が納められないから
といって、未納にしておかな
い、必ず免除の申請を受け
なければ、万一の事故のときに
も障害年金や母子年金が受け
られません。また将来生活にゆ
とりができたときに、さかの
ぼって保険料を納めることも
できます。

お知らせ版

有線

次の方々が新しく有線に加入したり、あるいはやめたりしたので、番号簿を訂正して下さい。

◎新しく加入した方

部落名	氏名	番号	部落名	氏名	番号
小田部	今井 徹夫	298-08	県営住宅	川原 勝	381-08
西高野	旭家具光町店	309-10	長塚	田中八千代	368-12
橋場	小川 勉	323-12	長塚	宝満寺	390-12
橋場	大木 文雄	324-10	尾垂6区	梅田 操	504-13
橋場	林田 家具店	327-11	白磯	鶴ノ沢 栄	517-13
橋場	中華料理幸楽	329-11	白磯	向後 正和	511-13
橋場	東陽自転車	329-12	白磯	実川 清	512-13
古屋	古屋 公民館	339-09	辻	秋葉 敏雄	526-15
宮内	宮内 消防庫	345-09	辻	辻 青年館	528-09
作間内	小林 重夫	368-15	関	関 消防庫	535-09

◎やめた方

部落名	氏名	番号	部落名	氏名	番号
橋場	平山 一	315-05	母子	伊藤 高明	289-07
宮内	藤代 敏子	346-13			

◎訂正

321-11 萩原音治郎を萩原音次郎(畳床製造販売)に

346-11 藤代 隆を藤城 隆に

515-12 川野 善道を川野 喜道に

若者よ ここに集まれ!!

(光町青年クラブ)

我が光町青年クラブは、十数年前に結成され、種々の活動を通じて発展してきました。

しかし、最近になり、その活動が停滞してしまい、ほとんど壊滅の状態にまでなっています。

そこで心機一転、再出発しよう

と昨年八月以来準備を続けてきました。

その結果、今年の三月より活動が開始され、更に活動範囲を広めようと頑張っております。

青年にとって唯一の交流の場である青年クラブを、これからの世代をになう我々青年達の悩みや不

満、要望等、多くの人達と接することにより、お互いに学び合い、より意義深いものにしてはなりませんか。

又、種々の行事も計画しておりますので、光町青年クラブをより発展させる意味でも、皆さんの入会をおすすめします。

そして、より充実した、意義深い光町青年クラブを私達の力で築き上げようではありませんか。

申込先は光町役場青少年対策室へ

赤城でのスケート研修↓



まもなく梅雨に入ります。食物には注意しましょう。食物係では皆様からの投稿をお待ちしています。

宛 役場総務課へ

- 六月十一日 交通安全協会総会 (東陽小体育館)
- 六月十二日 観光協会総会 (橋場青年館)
- 六月十五日 定例農業委員会 (役場)
- 六月十九日 定例町議会 (役場)
- 六月二十一日 浪曲大会 (光中体育館)
- 六月二十二日 消防規律訓練 (光中)
- 六月二十五日 総合体育大会 (光中)
- 六月二十九日 税集合徴収 (日吉・南条白浜)